

義肢・装具の効果的な フォローアップのために

自分で気付こう!義肢や装具の破損や不適合

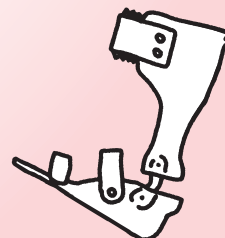
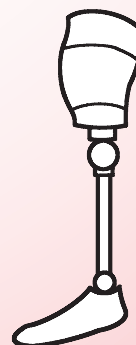
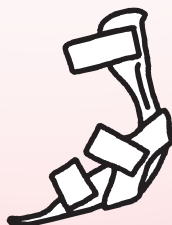
皆さんが使っている義肢や装具は、使っているうちに壊れたり（以下、破損と呼びます）、自分の体に合わなくなったりすること（以下、不適合と呼びます）があります。

定期的に医療機関などを受診して義肢や装具のチェックを受けている方は、その際にこれらのことを指摘される場合もありますが、必ずしも破損や不適合が受診のタイミングで起きるとは限りません。

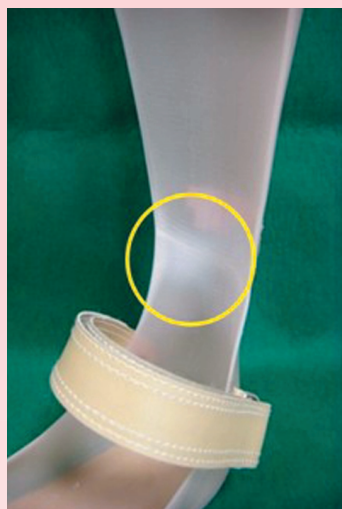
そこで破損や不適合に自分自身で気付くことができれば、早期に対応することが可能になります。逆に自分自身で気付かなかったり、気付いているのに適切なタイミングで対応できなかつたりすると、皮膚に傷ができたリ、障害が悪化したりすることがあります。

このパンフレットでは義肢や装具の破損や不適合に、自分自身で気付くために必要な情報をお伝えします。

パンフレットは令和4-5年度厚生労働科学研究（障害者政策総合研究事業）「補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究」の成果物です



義肢や装具は、破損することがあります。破損までいかなくても、一部の部品がすり減ったり、部品を留めるネジが緩んだりすることもあります。これは義肢や装具が、金属、プラスチック、皮革などでできているため、避けることができません。



プラスチック短下肢装具の破損

負荷がかかりやすい足首の近くでは、プラスチックが白くなったり(左) ひびが入る(中) ことがあり、そのまま使い続けるとやがて割れてしまう(右)。



装具足先部分の摩耗

靴の先の部分がすり減り穴があいている。



装具底面の摩耗

底面がすり減るとすべりやすくなる。



部品取付部分の破損

部品を留める金具が1つはずれている。

チェックすべきポイント!!

破損や不適合を生じた際には、義肢や修理や調整で対応できない場合には

①皮膚の状態

義肢や装具が接している皮膚に傷ができたり赤くなったりしていませんか？
義肢や装具を外して5分程度経っても赤みが消えない場合には、早期の対応が必要です。

②体の痛みや疲労感

義肢や装具を装着している部分やその他の体の部分(腰や肩など)に、痛みや疲労感などいつもと異なる症状が出ていませんか？義肢や装具の不適合が疑われます。

義肢や装具は、必ず皆さんの体の表面と接しています。

体に接している部分に強い圧迫やずれの力が働くと、皮膚が傷つくことがあります。



足の内側が赤い。



足の外側の皮膚が硬く厚い。



赤い部分の一部で皮がむけている。



皮膚が傷つき下の組織が見えている（潰瘍）。

義肢や装具の不適合は、接している皮膚だけではなく、体の他の部分にも悪影響を及ぼすことがあります。また、子ども

では成長に伴い義肢や装具の不適合を生じることがあります。大人でも義肢や装具と接する部分が太ったり痩せたりすることや、障害の変化（筋力の低下や変形の進行など）が義肢や装具の不適合につながる場合があります。



下腿部の太さの変化

下腿部が太くなったり（左）痩せたり（右）することによる装具の不適合がある。

装具を修理したり調整したりする必要があります。

作り替えが必要かも知れません。少なくとも週に1回は自分自身でチェックしましょう。

③義肢や装具の音

義肢や装具から異音がしていませんか？カチャカチャという金属が当たる音、キーというきしみ音などがある場合、義肢や装具の不適合や部品の破損が考えられます。

④部品の破損や摩耗

義肢や装具の部品が破損したりすり減ったりしていませんか？今まで動かなかった部分が大きくたわむようになる、底になる部分がすり減って中の材料が見える、動く金属パーツの周りに黒い汚れが大量に出る、などは破損や摩耗のサインです。

義肢や装具には耐用年数というものがあります。これは時間経過とともに古くなり壊れてしまうことなどを想定し、作り替えの時期の目安を示すものです。また18歳未満では成長などを考えて使用年数が決められています。しかし耐用年数や使用年数を過ぎていてもまだ安全に使い続けられる場合には作り替える必要はありませんし、逆に耐用年数や使用年数が経過していなくても必要であれば部品を交換したり、作り替えたりすることもあります。

主な装具の耐用年数

名 称	耐用年数
長下肢装具	3年
短下肢装具（金属支柱）	3年
短下肢装具（プラスチック）	1.5年
足底装具	1.5年
手関節背屈保持装具	3年
指装具	3年
頸椎装具（カラー）	2年
腰椎装具（硬性）	2年
腰椎装具（軟性）	1.5年

18歳未満の使用年数

年 齢	使用年数
0歳	4ヶ月
1～2歳	6ヶ月
3～5歳	10ヶ月
6～14歳	1年
15～17歳	1.5年

義肢や装具に破損や不適合が生じた際には、そのまま使い続けることなく、次のいずれかの窓口にご相談しましょう。

①担当医

あなたが義肢や装具を作ることになった病院の担当医を受診してみましょう。

②義肢装具製作事業者

あなたの義肢や装具を製作した事業者にご連絡してみましょう。

③お住まいの市町村の 障害福祉担当窓口

身体障害者更生相談所で適合判定を受けた場合は、お住まいの市町村の障害福祉担当窓口にご相談してみましょう。

